

公募型プロポーザルの公告

第 4 期いの町地域福祉計画・いの町地域福祉活動計画調査事業委託業務及び策定支援業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 1 1 月 7 日

いの町長 池田 牧子

1 業務の概要

(1) 業務名称

第 4 期いの町地域福祉計画・いの町地域福祉活動計画調査事業委託業務及び策定支援業務

(2) 業務の目的

次期計画「第 4 期いの町地域福祉計画・いの町地域福祉活動計画」の策定にあたり、地域の実状や住民の意識を把握することを目的として、地域福祉に関するアンケート調査などの調査事業を実施する。

また、国の動向、アンケート調査で見えてきた町の課題等を的確に把握したうえで、当町としての地域福祉の方向性を定める「第 4 期いの町地域福祉計画・いの町地域福祉活動計画」を策定することを目的とする。

(3) 業務内容

【調査業務】

①地域福祉に関するアンケート調査（住民アンケート）

当町の住民基本台帳に記録されている満 18 歳以上の住民約 1,000 人を抽出して実施。

- ・ 調査項目の検討と印刷
- ・ 対象者の抽出、宛名作成は町が行う。
- ・ 封筒代や郵送費用など、調査票の発送及び回収に係る費用は全て委託料に含む。
- ・ 調査結果のデータ入力件数 回収率 40～50% 想定
- ・ 集計分析作業

（単純集計及び属性等のクロス集計、評価項目別の判定集計）

②関係団体等へのヒアリング

社会福祉にかかわる団体等へのヒアリングを実施。そのためのヒアリングシートを作成し、当町又は社会福祉協議会がヒアリングを行う。なお、ヒアリング終了後は受注者が結果を集計する。（最大 30 団体程度想定）

③調査結果報告書（調査結果の要点がわかりやすいよう工夫すること）

④成果品（令和 8 年 3 月 24 日を期限とする。）

- ・ 印刷物一式（調査票、返送用封筒など）
- ・ 集計データ（単純、クロス、判定別集計表等のエクセルデータ）
- ・ 調査結果報告書データ（製本 1 部、ワード・エクセルデータ）

【策定業務】

- ①基礎的な地域データ及び資料の整理分析
- ②施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ
- ③関連計画との整合
- ④計画骨子案・素案の作成
- ⑤パブリックコメントの実施支援
- ⑥計画策定委員会の運営支援
- ⑦成果品（令和９年３月２４日を期限とする。）
 - ・第４期いの町地域福祉計画・いの町地域福祉活動計画：１００部
仕様：A4、本文１色刷、１００頁程度
 - ・第４期いの町地域福祉計画・いの町地域福祉活動計画概要版：PDF 納品
仕様：A3 両面、４頁程度、オールカラー
 - ・上記データ一式
各種分析・集計データ

（４）業務期間

契約締結日から令和９年３月２４日まで

（５）履行場所

いの町ほけん福祉課（いの町 1400 番地）

２ 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たすこと。

- （１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- （２） 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。
- （３） 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- （４） プロポーザル方式により受託候補者を決定しようとする業務（以下「該当業務」という。）の実施年度において、いの町一般競争（指名競争）入札参加資格を有している者であること。
- （５） いの町建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- （６） いの町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

3 参加手続

(1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

いの町ほけん福祉課（担当 山中）

〒781-2110 高知県吾川郡いの町 1400 番地 すこやかセンター伊野内

電 話 （088）893-3810

FAX （088）893-1101

E-mail hokenhukushi@town.ino.lg.jp

(2) 実施要領・仕様書、参加申込書等の入手方法

いの町ホームページからダウンロードする。

(3) 実施要領・仕様書等に係る質問書

ア 質問方法

質問書（様式1）を電子メール又はFAXにより提出する。

イ 受付期間

令和7年11月12日（水）午後5時までとする。

ウ 提出先及び受信確認先

(1) に示す場所とする。

エ 回答方法

令和7年11月14日（金）までにいの町公式ホームページに掲載する。

(4) 参加申込書及び企画提案書等必要書類の提出

ア 申込方法

郵送又は持参

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

イ 申込期限

令和7年11月21日（金）午後5時までとする。

ウ 提出場所

(1) に同じ

エ 参加資格確認結果

参加申込書提出者に対し、参加資格確認結果を通知する。

4 審査の手続き及び受託候補者の選定

提出された企画提案書等の審査は、当町が設置する「第4期いの町地域福祉計画・いの町地域福祉活動計画調査事業委託業務及び策定支援業務プロポーザル審査委員会」が「第4期いの町地域福祉計画・いの町地域福祉活動計画調査事業委託業務及び策定支援業務プロポーザル方式評価項目及び評価基準」に基づき、プレゼンテーションを行い、受託候補者を決定する。

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの審査

実施日時 令和7年11月27日（木）

会 場 すこやかセンター伊野 大会議室（いの町1400番地）

(2) その他

説明の順番、時間については提出書類の受理順とし、追って通知する。

5 契約方法

受託候補者といの町との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合及び失格事項に該当した場合は、契約を締結しない。また、受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

契約手続き及び契約書はいの町契約規則の定めるところによるものとする。

6 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。

(2) 次に該当する提案は無効とする。

ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

ウ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積金額が実施要領に示した事業規模（提案限度価格）を超える場合

キ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合

ク 著しく信義に反する行為があった場合

(3) 提出期限後における参加申込書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。

(4) 本プロポーザルに参加を希望する者で、受託候補者を決定しようとする業務（以下「該当業務」という。）の実施年度において、いの町一般競争（指名競争）競争入札参加資格を有していない者は、実施要領に記載する必要書類を参加申込書に添えて提出すること。

(5) その他詳細は、実施要領による。